

Ⅲ 奈良県 高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業支援計画・ 認知症施策推進計画

計画策定の趣旨

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指して、高齢化の現状と将来を見据え、今後の介護保険施策の方向性を示す基本的な指針となるよう計画を策定するものです。

根拠法令

高齢者福祉計画 …老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 9
介護保険事業支援計画 …介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条
認知症施策推進計画 …共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 12 条

実施期間

令和 6(2024)年度～令和 8(2026)年度（3 年間）

他計画との連携

本県の保健・医療・福祉・介護等の分野横断的な基本計画である「なら健康長寿基本計画」に掲げる「健康寿命日本一」の達成に向けて、この基本計画の歯車としての一翼を担うとともに、関連する保健医療計画・がん対策推進計画・スポーツ推進計画・医療費適正化計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり計画等と連携・連動し、その推進を図ります。

特に、奈良県地域医療構想の内容を踏まえ、令和 6 年 3 月策定の第 8 次奈良県保健医療計画との整合性を重視し、計画を推進します。

また、奈良県地域福祉計画、奈良県障害者計画、奈良県高齢者居住安定確保計画等の高齢者関連計画との連携・連動を図ります。

さらに、第 9 期計画では、近年甚大な被害を及ぼす地震や風水害などの災害が各地で発生していることや、令和 2（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たに奈良県地域防災計画・奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性も重視し、計画の推進を図ります。

圏域の設定

老人福祉法第 20 条の 9 第 2 項及び介護保険法第 118 条第 2 項に定める区域は、奈良県地域医療構想及び第 8 次奈良県保健医療計画との整合を図り、地域における医療及び介護が、地域の状況等に応じて総合的に確保できる体制づくりを推進するため、二次保健医療圏と同一区分とし、奈良、東和、西和、中和、南和の 5 圏域とします。ただし、広域型の施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、混合型特定施設）については、県全域を 1 圏域とします。

基本理念

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、
いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す

この基本理念を実現するため、2040 年を見据えながら、地域の実情や特性とその変化に
応じ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民
や地域の多様な主体が参画し、それぞれの人格と個性を尊重しながら、世代や分野を超
えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域
共生社会の実現を図ります。

また、県民が、いつまでも健康で生きがいを持って過ごすことができるように、たと
え介護が必要になってもその人らしく暮らしていくことができるように、からだ、ここ
ろ、社会とのかかわりの 3 つの視点からの健康づくりを支援します。

さらに、高齢者一人一人が、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるように、
元気な時期、フレイル期、要介護期、終末期とそれぞれのライフステージに応じて、可
能な限り本人の意思決定を基本に、家族等と十分話し合いながら、住まいや医療・介護
サービスや生活支援等が柔軟に選択できるよう、支援体制や環境の構築を推進します。

○ 下図は、主として利用する可能性が高いサービス等の一般的な例を表現したものです。

○ 実際には、地域における支援や行政の連携体制等は、図のように明確な線引きにより区切られるものではありません。

ライフステージに応じた地域包括ケアシステムのイメージ

		健 康	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス種別	居住系	地域	高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくりの推進						
			「通いの場」の普及等健康的な生活習慣の推進						
			支え合いの地域の推進、高齢者の権利利益の保護、ACP(人生会議)の普及・啓発						
			介護予防・日常生活支援総合事業等の充実						
			認知症への理解を促進、認知症の人や家族への支援、認知症の人への意思決定の支援や権利利益の保護、早期発見及び早期対応の推進						
	在宅介護	在宅(介護予防含む)サービス、看護・小規模多機能等複合型サービス							
		緩和ケア・着取りの在宅医療・介護							
	在宅医療	外来通院、検診等 健康増進・維持に係る啓発等(診療所医師等)				在宅医療(診療所医師等による訪問診療・往診)		緩和ケア・着取りの在宅医療・介護 その他の在宅医療(訪問看護・訪問リハ・訪問歯科・訪問薬剤等)	
	連携体制	行政等	病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実、地域ケア会議の充実						
自立支援型地域ケア会議の充実									
施設系	施設等介護	住まいとしての施設(サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等)							
		特別養護老人ホーム							
		介護老人保健施設、介護医療院							

【2つの柱での施策展開】

基本理念の実現に向けて、以下の2つを柱として、施策の方向性を定め、体系的な事業展開を図ります。

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

令和7（2025）年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎え、また令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期を迎えることから、今後、介護や医療を必要とする方の増加が見込まれます。そのため、たとえ介護が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が尊厳を保持し、生活の質の維持・向上を図りつつ、可能な限り住み慣れた地域で安心してその有する能力に応じて自立した日常生活を営み暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

地域包括ケアシステムは、今後、高齢化が一層進む中で、地域共生社会を実現する上での欠かせない基盤であり、制度・分野の垣根を越えて、地域住民、市町村、関係者、関係機関・団体の連携・協働のもと、高齢者支援をはじめとする地域生活課題の解決に資する支援や支え合いが包括的に取り組まれる地域づくりをめざします。

② 介護保険制度の持続可能性の確保

高齢化の進展に伴う要介護者の増加等により介護ニーズが増大するとともに、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯の増加、介護者の高齢化などの進行に伴い、高齢者を支える介護保険制度の役割がますます重要になっています。このような状況を踏まえ、国においては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、令和6年度より1号保険料の標準段階を9段階から13段階へ多段階化する見直しを行いました。

県においても、介護サービス基盤の充実とサービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度が将来にわたり持続的・安定的に運営されるよう、介護人材の確保と資質の向上、介護認定・介護給付の適正化の取組を推進します。また、介護サービスが、高齢者の自立支援、重度化防止、要介護度の軽減に繋がるよう、過不足なく効果的・効率的に提供される取組を推進します。

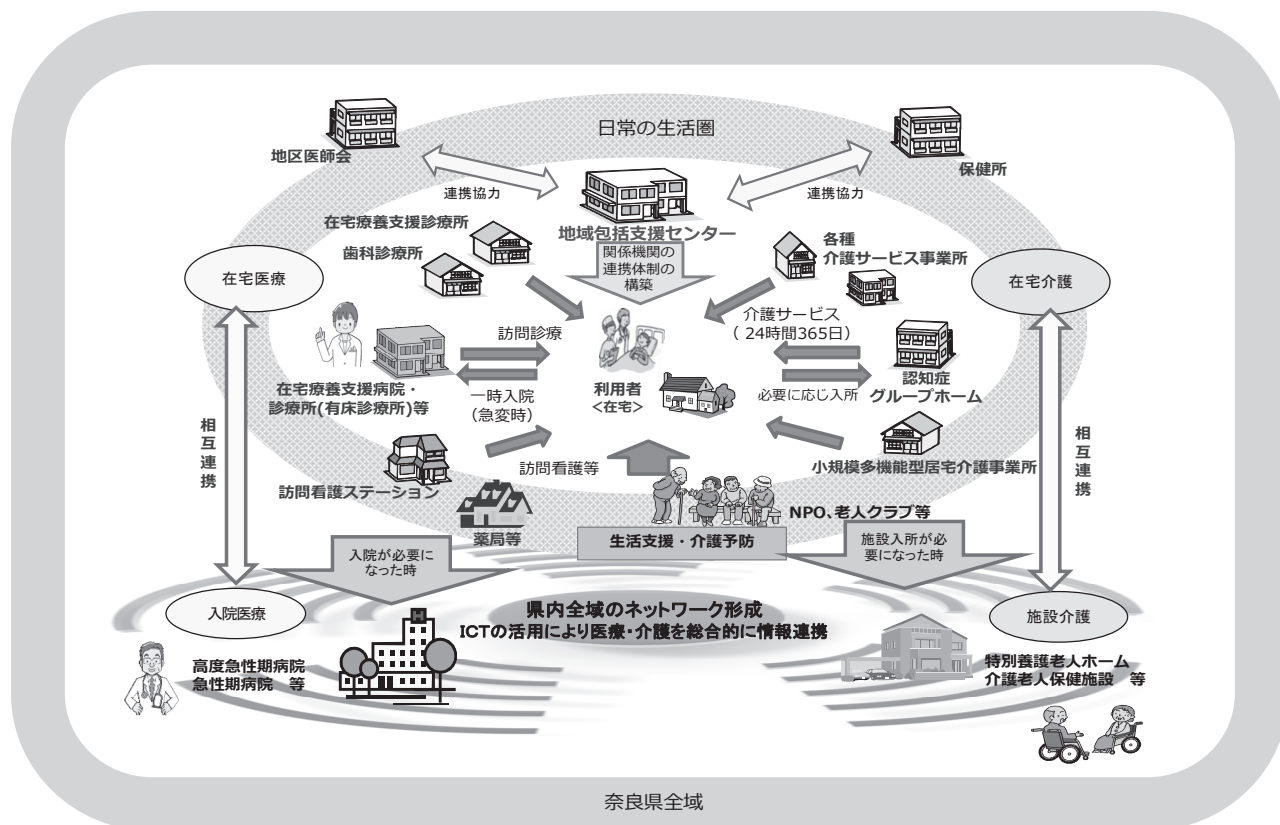
施策体系

	施策の柱	施策の方向性
地域包括ケアシステムの 深化・推進	Ⅰ 多様な介護サービス等の充実	1 在宅サービスの充実
		2 多様な住まいの整備促進
		3 施設サービスの整備・推進
	Ⅱ 在宅医療サービスの充実	4 在宅医療等の連携体制の整備・充実
		5 在宅看取りの普及・啓発と促進
		6 多様な専門職による、医療・介護の連携体制の構築
	Ⅲ 生活支援サービスの充実	7 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備
		8 多様な生活支援サービスの充実
	Ⅳ 認知症施策の推進 [奈良県認知症施策推進計画]	9 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
		10 適時適切な医療・介護等の提供
	Ⅴ 介護予防の充実	11 高齢者の社会参加
		12 健康増進や介護予防の取組の強化
		13 自立支援・重度化防止の推進
介護保険制度の 持続可能性の確保	Ⅵ 介護人材の確保、介護現場の 生産性向上の推進	14 多様な介護人材の確保・育成・定着
		15 生産性向上の取組の一層の推進
	Ⅶ 介護保険制度の適正な運営 [奈良県給付適正化計画]	16 介護認定の適正化
		17 介護給付の適正化

	施策の展開
	在宅(介護予防含む)サービス、看護・小規模多機能等複合型サービス等の充実
	住まいとしての施設(サ高住、有料老人ホーム、グループホーム等)の整備
	特別養護老人ホームの整備と地域の実情に応じた運営の推進
	介護老人保健施設、介護医療院の整備によるリハビリや医療的ケア体制整備
	施設等の災害及び感染症対策の強化
	在宅医療(診療所医師等による訪問診療・往診)の整備・充実
	その他の在宅医療(訪問看護・訪問リハ・訪問歯科・訪問薬剤等)の充実
	緩和ケア・看取りを支える在宅医療・介護の促進
	病院と在宅を繋ぐ連携体制の整備・充実及び地域ケア会議の充実
	支え合いの地域づくりの推進、高齢者の権利利益の保護、ACP(人生会議)の普及・啓発
	介護予防・日常生活支援総合事業等の充実
	地域における認知症の正しい理解の普及、認知症の人やその家族の思いを発信する機会の創出
	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
	早期発見及び早期対応についての体制の整備、認知症ケアに関わる人への支援の推進
	高齢者が社会参加し、いきいきと活動できる環境づくりの推進
	「通いの場」の普及等健康的な生活習慣の推進
	地域ケア会議の充実、地域リハビリテーション支援体制の構築
	介護人材の確保・育成・定着の取組や外国人材の確保に向けた取組の充実
	働きやすく、魅力的な介護職場づくりと介護人材が活躍できる仕組みづくり
	生産性向上に向けた業務改善、適正なサービス提供のためのデジタル化の推進
	介護ロボット・ICT等の導入促進及び活用の定着
	認定調査員の資質向上と認定調査の市町村間の平準化を推進
	介護給付に見られる地域差の要因分析による適切な介護サービスの利用を促進

地域包括ケアシステムの構築 ～我がまちのみんなで支え合う仕組み～

地域包括ケアシステムの構築イメージ



地域包括ケアシステムとは、高齢者がたとえ介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される仕組みです。

高齢者が最期まで自分らしく生きることを支援するため、本人の状態や家族の状況等に応じ、可能な限り本人の意思決定を基本に、家族等と十分話し合いながら、住まいや医療・介護等のサービスが柔軟に選択できるよう、支援体制や環境の構築を推進します。

市町村が保険者機能を発揮し、様々な関係機関・団体と連携体制を構築することにより、高齢者の在宅生活に必要な医療サービスや介護サービス、リハビリテーション、生活支援サービス等の多様な実施主体による提供を目指します。

【地域包括ケアシステムの「植木鉢」】

「すまいとすまい方」を地域での生活の基盤をなす「植木鉢」に例えると、「介護予防・生活支援」は、養分を含んだ「土」と考えることができます。「介護予防・生活支援」という「土」がない（機能しない）ところでは、専門職の提供する「医療」や「介護」「保健・福祉」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまいます。

さらに、これらの植木鉢と土、葉は「本人の選択と本人・家族の心構え」の上に成り立っています。



出典：平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告書

介護サービスの量の見込み

この計画における介護サービスの量の見込みについては、市町村の介護保険事業計画における見込量を集計したものです。

【介護予防サービス】

要支援者を対象として、介護予防を目的として行われるサービスです。

サービスの種類	単位	R5	R6	R7	R8	R22	R32(年度)
介護予防訪問入浴介護	回／年	44	44	44	44	44	44
介護予防訪問看護	回／年	103,500	107,142	109,930	112,168	117,186	111,175
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	66,013	64,148	65,680	67,949	71,705	68,909
介護予防居宅療養管理指導	人／年	9,972	10,248	10,524	10,728	11,160	10,764
介護予防通所リハビリテーション	人／年	24,120	24,924	25,584	26,100	27,840	26,676
介護予防短期入所生活介護	日／年	5,820	6,275	6,378	6,466	7,238	6,778
介護予防短期入所療養介護 【老健】	日／年	1,760	2,058	2,058	2,117	2,322	2,114
介護予防特定施設入居者生活 介護	人	444	458	476	489	508	490
介護予防福祉用具貸与	人／年	90,012	92,616	94,404	95,964	101,136	96,600
特定介護予防福祉用具購入費	人／年	1,800	2,136	2,244	2,316	2,304	2,244
介護予防住宅改修	人／年	3,204	3,444	3,540	3,612	3,672	3,516
介護予防支援	人／年	115,692	119,220	121,692	123,924	130,800	124,944

介護予防訪問（通所）介護：訪問（通所）介護相当サービス及び訪問型（通所型）サービスAの利用見込人数の合算

※平成27年度より、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は地域支援事業（総合事業）へ移行

【居宅サービス】

要介護者を対象として、居宅において行われる訪問介護または施設等に通所して行われる通所介護をはじめとするサービスです。

サービスの種類	単位	R5	R6	R7	R8	R22	R32(年度)
訪問介護	回／年	4,355,255	4,504,673	4,689,569	4,862,549	5,693,040	5,239,711
訪問入浴介護	回／年	32,042	33,190	34,939	35,965	42,823	38,080
訪問看護	回／年	714,565	740,087	766,255	789,642	905,536	831,137
訪問リハビリテーション	回／年	281,662	289,580	301,253	310,922	348,473	318,158
居宅療養管理指導	人／年	124,716	128,988	133,128	137,184	159,312	147,108
通所介護	回／年	1,666,128	1,722,242	1,775,502	1,832,662	2,086,278	1,924,135
通所リハビリテーション	回／年	501,518	518,461	535,842	555,049	642,190	590,970
短期入所生活介護	日／年	452,272	470,802	486,463	500,376	572,221	505,115
短期入所療養介護【老健】	日／年	68,209	72,294	74,610	77,818	92,230	83,934
短期入所療養介護 【介護医療院】	日／年	635	888	811	828	580	472
特定施設入居者生活介護	人	2,494	2,543	2,614	2,680	6,101	2,881
福祉用具貸与	人／年	277,140	285,324	292,896	300,996	346,248	317,508
特定福祉用具購入費	人／年	4,836	5,088	5,280	5,496	5,988	5,556
住宅改修	人／年	4,248	4,620	4,800	4,956	5,448	5,112
居宅介護支援	人／年	403,344	414,744	425,712	436,968	493,164	452,244

【地域密着型サービス】

利用者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するために行われるサービスです。

サービスの種類	単位	R5	R6	R7	R8	R22	R32(年度)
介護予防認知症対応型通所介護	回／年	238	534	544	552	552	552
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	1,764	1,860	1,980	2,040	2,232	2,100
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	20	22	23	24	24	24
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／年	46,675	51,671	53,446	56,129	64,463	59,582
小規模多機能型居宅介護	人／年	10,800	11,556	12,072	12,564	14,124	12,936
認知症対応型共同生活介護	人	2,088	2,183	2,233	2,292	2,539	2,352
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	31	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	210	212	215	218	237	222
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	13,164	13,488	13,860	14,412	16,752	15,540
看護小規模多機能型居宅介護	人／年	2232	2,508	2,988	3,180	4,008	3,816
地域密着型通所介護	回／年	411,991	426,124	440,892	453,461	515,075	6,818

【施設サービス】

介護保険施設に入所し、これらの施設において行われるサービスです。

サービスの種類	単位	R5	R6	R7	R8	R22	R32(年度)
介護老人福祉施設	人	6,818	6,914	6,976	7,095	8,169	7,471
介護老人保健施設	人	4,602	4,646	4,695	4,724	5,494	5,081
介護医療院	人	621	635	641	647	772	687

介護保険施設等の整備

介護保険施設等の整備については、第9期計画の施設・居住系サービス利用者見込数が確保できるよう、現在の施設等の整備状況や地域及び府県域を越えた施設等の利用実態を踏まえながら、必要入所（利用）定員総数を算出し、計画的な施設整備の促進を図ります。

なお、地域密着型の施設は、各市町村による必要入所（利用）定員総数を集計しています。

サービスの種類	単位	R5	R6	R7	R8(年度)
介護老人福祉施設	床	7,606	7,656	7,706	7,756
介護老人保健施設	床	5,162	5,175	5,188	5,202
介護医療院	床	645	662	679	695
地域密着型介護老人福祉施設	床	232	232	232	232
混合型特定施設	床	4,391	4,444	4,497	4,551
地域密着型特定施設	床	29	29	29	29

※令和5年度は年度末の定員総数

（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び混合型特定施設は第8期計画期間中までの選定済みを含む。）